

平成20年12月

太宰府市歴史と文化の環境税に関する答申

太宰府市税制審議会

## 税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は、次のとおりです。

委 員

水	谷	守	男
福	浦	幾	巳
外	園	令	明
三	宅	明	治
岩	元	憲	三
馬	場	宣	彦
有	吉	征	介
大江	田		信
不二	川		寧
森	田	利	七
藤	田	百合	子
飯	田	一	丸
馬	場	哲	郎

写

平成 20 年 12 月 26 日

太宰府市長 井 上 保 廣 様

太宰府市税制審議会  
会 長 馬 場 哲 郎



太宰府市歴史と文化の環境税について（答申）

平成 20 年 11 月 10 日付け 20 太税第 223 号で諮問のあった、太宰府市歴史と文化の環境税について、太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の所掌事務に基づき慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

歴史と文化の環境税は、平成 15 年に地方分権及び課税自主権の理念のもと、まちづくりのための財源として創設された法定外普通税である。3 年目の平成 18 年に税制審議会において審議された後、さらに 3 年の延長がなされている。このたび、本税の 2 回目の検討時期を迎え、適用期間等について太宰府市長から諮問がなされた。

まず、会議の冒頭に、前回の税制審議会答申の中に記述のあった「太宰府みらい基金」について、民間レベルで設けられた太宰府みらい基金創設検討委員会の検討経過報告がなされた。太宰府市民全体で取り組む制度の創設を目指し、これまで十数回にわたり調査研究、検討されていることに敬意を表するものであるが、未だ完成されたものとして捉えることができず、制度設計や持続可能性において、やや不確定な要素があった。

他方、歴史と文化の環境税であるが、前回の答申にあるように不公平性の指摘があった。公平性の追求と最小徴税费との関係等について活発な議論が重ねられた結果、税率、非課税項目などを含め、現行どおりの制度が妥当であるとの見解となった。今後も公平性を高めるべく研究、努力を望むものである。

また、歴史と文化の環境税は、全国的に厳しい財政状況の中、5 年間で約 2 億 3 千万円もの収入があったこと、運用において、市民を交えた運営協議会での適正な活用への取り組みがなされていることは、太宰府市にとって貴重なものと受け止めることができる。

総括として、今回の税制審議会においては、本税の継続、廃止ともに種々の意見が得られたが、現段階での制度としての確実性、将来への持続可能性の面から、歴史と文化の環境税は現行どおり継続し、その期間は 3 年とすることが望ましいとの見解に至った。なお、適用期間については、基金制度への早期移行に向けて 1 年とする意見、

現行制度が定着してきているという観点及び実務面から5年とする意見があった。

さらに、協働の理念を謳う太宰府みらい基金が、これからのまちづくりの新しいかたちの一つとして期待され、今後も検討していくべき課題であることなどから、太宰府みらい基金に関する条例の制定とその施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要に応じて税制審議会が開催されることを望むものである。

最後に、この答申が、太宰府市の今後のまちづくりの施策実現において、一助になれば幸いである。